

福岡労働局職員（事務官（共通））選考採用試験【係長級（一般職相当）】  
募集要項

今般、福岡労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

福岡労働局の常勤職員

2 業務内容

福岡労働局及びハローワーク（公共職業安定所）における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務（主として雇用保険適用・給付業務、求人・職業相談等の窓口業務、各種助成金業務）

※将来的には幹部職員（ハローワークの課長・統括職業指導官等）として、課・部門のマネジメントも行っています。

3 募集人員

1名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11年以上
- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
- ・ 高等学校を卒業した者 15年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者

- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第 8 1 条の 6 に定める定年に該当する方（令和 7 年度における定年年齢は 6 2 歳）

## 5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

## 6 採用日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

## 7 勤務地

福岡労働局、福岡県内のハローワーク等

※おおむね 2 ～ 3 年程度で人事異動があり、異動範囲は福岡県内となります。

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 4 5 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

## 9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### (1) 履歴書、職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付の上、学歴、職歴（助成金、雇用保険、職業相談・紹介業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）

及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

なお、ハローワークで紹介を受けた場合、ハローワークの紹介状も提出してください。

(2) 論文

課題：「人材確保が企業にとって困難な課題になっているが、そのような雇用環境の中で、ハローワークが果たすべき役割と必要な機能について述べよ。また、ハローワークがその役割を果たし、機能を発揮するために自身のこれまでの業務経験がどのように活かせるか述べよ。」

文字数：1,500文字から2,000文字程度

なお、論文の回答様式は任意ですが、PC作成の場合は福岡労働局ホームページ「職員採用情報」掲載の様式を使用することも可能です。

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、福岡労働局総務部総務課人事第二係宛て郵送（直接持参も可）してください。宛先は下記13のとおりです。

なお、持参の場合は、土日祝を除く月～金曜日の9時00分から17時00分の間に下記13の所在地にお持ちください。

11 応募期限

令和7年1月31日（金）17時00分必着

12 選考方法

【第1次選考】

（職務経歴、論文による書類審査）

職務経歴及び論文の評価を行い、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和7年2月7日（金）予定

第1次選考を通過した方については、2月7日（金）に電話連絡を行い、通知文書を発送します。

残念ながら通過されなかった方については、後日郵送にて結果を通知し、応募書類（履歴書及び職務経歴書）を返却します。

【第2次選考】

（小論文試験）

労働行政の知識に関する小論文試験

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和7年2月15日（土）

時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。

（合格者発表）

令和7年2月18日（火）～2月19日（水）（予定）

合否にかかわらず第2次選考の対象者に通知します。

13 応募等に関する照会先

福岡労働局総務部総務課人事第二係

所在地：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

電話：092-411-4741

※問合せ受付時間 8時30分から17時15分まで（土日祝除く）

## 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
  - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
  - 地域手当・・・勤務地の民間賃金水準に応じて、俸給などの0～10%を支給  
※支給されない地域もあります。
  - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
  - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
  - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.5か月分（令和5年度実績）